

(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見等

番号	課名	配慮書又は要約書のページ・行	原文	意見等	事業者回答
①	治山林道課	配慮書 P3-73 21、22、表3.2-8 P3-74 P3-114 1～11行目 P3-115 P4-56 11、12、20、21、23 行目 P4-75 表2列目18～20行 目 表3列目15～19、 24、25行目 要約書 P3-5 表2列目21～23行 目 P3-8 表2列目25～28行 目 P4-29 7、8、16、17、19行 目 P4-45 表2列目19～21行 目 表3列目15～19、 24、25行目		<p>保安林は、制度の趣旨からして森林以外の用途への転用を抑制すべきものであり、やむを得ず転用のための保安林の解除を行う場合であっても、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性にかんがみ、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が、保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努めるものとされています。</p> <p>保安林については、公益上の理由により必要が生じたとき又は、指定理由が消滅したときは、保安林の指定の解除手続きが必要です。</p> <p>地域における土地利用の状況等から見て、その土地以外に適地を求めることができないこと、保安林の転用に係る面積が、目的を実現する上で必要最小限であること、事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地について、使用する権利を有していること等が解除の要件となります。</p> <p>また、地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区、海岸保全区域を除く)で、その土地の形質を変更する面積が1ヘクタールを超える場合は、森林法第10条の2に基づき、林地開発許可の手続きが必要です。</p>	<p>今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行います。</p>
②	河川課	要約書 P2-4 2.2.6	風力発電機の設置は尾根部を想定	造成工事等の際に流域の変更が無いよう配慮をお願いします。	工事計画にあたっては、尾根部の改変により、降雨時の表流水の流れが変わる可能性があるため、造成計画にあたっては、流域の変更を最小限に抑えるよう配慮します。

(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見等

番号	課名	配慮書又は要約書のページ・行	原文	意見等	事業者回答
③	用地対策課	要約書2ページ 2.2.2	事業の実施が想定される面積: 約1,380ha	<p>1 土地取引の契約をしたときは、権利取得者(売買の場合であれば買主)は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的等を記入した知事あての届出書に必要な書類を添付して、契約を結んだ日を含めて2週間以内に土地の所在する市町村役場に届け出てください。(国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地取引の事後届出制)</p> <p>(取引の規模:面積要件)</p> <p>① 市街化区域 2,000㎡以上 ② ①を除く都市計画区域 5,000㎡以上 ③ 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上</p> <p>2 開発区域の面積が10ha以上の開発事業については、個別法に基づく許認可等申請手続きに先立ち、高知県土地基本条例の手続きが必要です。</p> <p>相談先:高知県土木部用地対策課 TEL:088-823-9817 (条例の主な手続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発計画書の提出による事前協議</li> <li>・開発計画の内容について、地元住民等の関係者への説明</li> <li>・地元住民等の関係者及び関係市町村の意見の尊重</li> </ul>	<p>1.今後、必要に応じて、適切に対応を進めます。</p> <p>2.今後、必要に応じて、適切に対応を進めます。</p>
④	木材増産推進課			<p>計画地域内の森林部分においては、造林事業などの補助事業により、間伐等の森林整備や森林作業道の開設を実施している場合があります。</p> <p>補助事業を実施した森林では、補助金の交付を行った年度の翌年度から起算して5年又は10年(※補助メニューによってはそれ以上の年数の場合もあります。)以内に補助目的及び森林以外の用途への転用が禁止されており、やむを得ず対象森林の全部若しくは一部の転用を行う場合には補助金返還の対象となります。</p> <p>このため、森林を森林以外の用途に転用する場合には、あらかじめ、対象森林の補助事業の履歴を確認し、補助金返還対象となる場合には、返還手続きを行う必要があります。</p>	<p>今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行います。</p>

(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見等

番号	課名	配慮書又は要約書のページ・行	原文	意見等	事業者回答
⑤	環境共生課	要約書 P3-2 3.1.5 P4-15~27 4.2.3-4		<p>・高知県希少野生動植物保護条例により県指定希少野生動植物に指定されている動植物が事業実施想定区域において確認され、保護のために捕獲等を行う必要がある場合は、同条例に基づき許可申請を行うこと。</p>	<p>今後の方法書以降の手続きにおける現地調査の際に、必要な手続きを行った上で、調査を実施します。</p>
				<p>(高知県希少野生動植物保護条例第12条) ・事業実施想定区域及びその周辺において希少野生動植物が生息・生育する可能性がある場合は、事業施工にあたっては、希少野生動植物への配慮をお願いします。</p> <p>(高知県希少野生動植物保護条例第5条) 事業施工にあたっては、計画区域及びその周辺において、希少野生植物の生息・生育状況等、環境への負荷について調査をすることに努めるとともに、生息・生育等が確認された場合、希少野生植物へ与える影響を回避する又は回避困難等の事情によりやむを得ず影響を与える場合は、負荷を低減(移植、工法の変更等)するなどの措置をとり、希少野生動植物の保護に努めてください。</p>	
⑥	新エネルギー推進課	配慮書P140 表4.1-1	「大気環境」のうち「振動」の項「施設の稼働」について	「大気環境」のうち「振動」については、発電所アセス省令では「施設の稼働」は参考項目となっていないが、『事業計画策定ガイドライン(風力発電)平成29年3月資源エネルギー庁』において「振動」について「地域住民との間で問題となるケースが報告されている」との記載があることから、項目の選定にあたって検討が必要ではないか。	事業計画策定ガイドライン(風力発電)平成29年3月資源エネルギー庁』においては、「風車を住宅地等の近隣に設置する場合には、騒音や振動、シャドーフリッカー(ブレードの影が回転して地上部に影の明滅が生じる現象)、風車本体の影等について地域住民との間で問題となるケースが報告されている」とあります。近隣をどの程度と認識するかがポイントになると考えますが、本事業においては、風車設置を想定する風車設置想定位置から直近民家までの距離は約1.4kmであり、影響は想定されないものと認識をしています。

(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見等

番号	課名	配慮書又は要約書のページ・行	原文	意見等	事業者回答
⑦	防災砂防課	配慮書3-114ページ・21行目	・事業実施想定区域内において、「砂防指定地」が分布する。	・砂防指定地内で、掘削等の治水上砂防の観点から影響がある行為をする場合は、高知県砂防指定地管理条例第4条第1項の規定に基づき、知事の許可を要します。	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行います。
		配慮書3-116ページ	・図3.2-13 国土防災に係る指定地等		
		要約書3-8ページ・35行目	・事業実施想定区域内では、「砂防指定地」が分布する。		
		配慮書2-5・28行目以降	・2.2.7 第一種事業に係る工事の実施に係る期間及び工程計画の概要	・工所用資材等の搬出入路として予定している既存道路について、既存道路を拡幅する場合でも、砂防指定地内であれば、知事の許可を要する場合があります。	
		要約書2-4・7行目及び28行目以降	・(5) 主要な交通ルート ・2.2.7 第一種事業に係る工事の実施に係る期間及び工程計画の概要		
					今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行います。

(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見等

番号	課名	配慮書又は要約書のページ・行	原文	意見等	事業者回答
⑧	文化財課			<p>○根拠法令等 文化財保護法</p> <p>(埋蔵文化財) 今回照会のありました事業計画区域内には周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しませんので、今回の工事実施に際しては埋蔵文化財への影響はありません。</p> <p>しかしながら、事業計画地内の香美市、本山町にかかる区域には、参勤交代北山道(別図参照)が入っておりますので、北山道周辺で事業計画を実施する場合には、香美市教育委員会、本山町教育委員会と事前に協議願います。</p> <p>あわせて、工事中に新たな遺跡等が確認された場合は、文化財保護法第96条に基づいて、現状を変更すること無く届出を行う義務が発生しますので、その旨を申し添えます。</p> <p>なお、今回の事業計画範囲については、南国市、香美市、土佐町、本山町、大豊町教育委員会の方に照会済です。</p> <p>(天然記念物) 事業計画区域はカモシカ生息地ですので、進入防護柵の設置等、保護のための配慮をお願いします。また、事業計画区域内で、国の天然記念物であるヤマネは確認されていませんが、過去に長岡郡大豊町立川でヤマネが保護された事例があります。調査段階でヤマネが確認された場合には、当課に協議の上、保護の為の配慮をお願い致します。</p>	<p>(埋蔵文化財) 今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行います。</p> <p>(天然記念物) 今後の方法書以降の手続きにおいて、動物等の現地調査、予測、評価を行い、環境保全措置の検討を行います。ご指摘を踏まえ、カモシカが確認された場合は、適切な対応を検討するとともに、ヤマネについても確認された場合には担当課と協議の上、環境保全措置の検討を行います。</p>
⑨	都市計画課			<p>(根拠法令:都市計画法)</p> <p>1 風力発電機及び風力発電機に付属する管理施設及び変動設備を設置する施設である建築物については、開発許可を要しません。風力発電機に付属する施設で、管理施設及び変動設備を設置する施設以外の建築物を建築する予定がある場合は、開発許可の要否について高知県都市計画課開発指導担当までご確認ください。</p> <p>2 当該開発区域に南国市が含まれていますが、平成30年4月1日から南国市に開発許可権限を移譲しています。南国市の都市計画法に基づく開発許可の要否については、南国市都市整備課に確認してください。</p>	<p>1. 今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関に確認します。</p> <p>2. 今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関に確認します。</p>

(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見等

番号	課名	配慮書又は要約書のページ・行	原文	意見等	事業者回答
⑩	農地・担い手対策課	要約書p2	第1種事業の実施が想定される区域及びその面積	本事業により設置される施設の設置場所が、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく手続きが必要な土地である場合は、当該市町村の農振制度担当課及び農業委員会を通じて適切な手続きを行ってください。	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行います。
⑪	漁業管理課			<p>河川に対する配慮事項並びに調査、予測及び評価の結果が記載されていませんでした。以下の点についても配慮していただくようお願いします。</p> <p>○水産資源保護法に基づき高知県内水面漁業調整規則によって、「水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつてはならない。」と規定されていますので、開発に係る排水について十分な管理を行ってください。</p> <p>○開発予定区域付近については、嶺北漁業協同組合が吉野川水系の第五種共同漁業権を有しておりますので、当該漁業協同組合に事前に周知するとともに、漁業権漁業に影響を与える可能性がある場合は、協議を行ってください。</p> <p>根拠法令等                      ○水産資源保護法第4条第2項第4号                      ○高知県内水面漁業調整規則第24条第1項</p>	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行います。

(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見等

番号	課名	配慮書又は要約書のページ・行	原文	意見等	事業者回答
⑫	森づくり推進課	配慮書 P128・1～6行目 P129	<p>(b) 国有林及び民有林 事業実施想定区域及びその周囲の「森林法」(昭和26年法律第249号、最終改正：平成29年6月2日号外法律第45号)に定める国有林並びに地域森林計画における民有林の状況を図3.2-12に示す。 事業実施想定区域及びその周辺において、西側に国有林がある。民有林は事業実施想定区域内を含めてその周囲に定められた区域が存在する。</p> <p>(b) 国有林及び民有林 事業実施想定区域及びその周囲では、西側に国有林がある。民有林は事業実施想定区域内を含めてその周囲に定められた区域が存在する。</p>	<p>森林の伐採については該当する地域の地域森林計画、市町村森林整備計画に適合した方法で行ってください。</p> <p>地域森林計画対象森林を伐採する場合は、森林法第10条の8による「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出してください。</p> <p>伐採対象地が森林経営計画内の場合は、森林法第15条による「森林経営計画に係る伐採等の届出書」を提出してください。</p> <p>また、森林法第12条による森林経営計画の変更が必要な場合は、変更後の森林経営計画に従って施業を開始する20日前(知事認定の場合は30日前、大臣認定の場合は60日前)までに変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出してください。</p> <p>地域森林計画対象森林において、新たに森林の土地の所有者になった場合は、森林法第10条の7の2による「森林の土地の所有者届出書」を提出してください。</p>	<p>今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行います。</p>

(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見等

番号	課名	配慮書又は要約書のページ・行	原文	意見等	事業者回答
⑬	工業振興課			<p>計画段階環境配慮書の内容には意見等ございませんが、事業実施想定区域内には鉱業権(四国経済産業局所管)が設定されている可能性がありますので、ご参考までに「その他計画に関する意見等」として申し添えておきます。</p> <p>&lt;その他計画に関する意見等&gt;</p> <p>○根拠法令等</p> <p>①採石法(高知県工業振興課所管)</p> <p>②鉱業法(四国経済産業局 資源・燃料課所管)</p> <p>①特に問題ありません。</p> <p>ただし、事業実施想定区域内で岩石を採取し、その岩石を当該場所以外の場所において他の用に供する(販売若しくは他に使用する)場合は、採石法の適用を受けます。</p> <p>※既に他人によって分離されている石材を山から採取する行為であっても、土地の形状を変更する行為に該当し、また当該岩石採取場以外の場所において他の用に供することが伴えば、採石法の適用を受けることとなります。ただし書きに該当する場合は、採石法第32条の基づき「採石業者の登録」を受けた後、採石法第33条に基づき「岩石採取計画」の認可を受ける必要がありますので、事前に県工業振興課へご連絡ください。</p> <p>②事業実施想定区域には、鉱業権が設定されている可能性があります。鉱業権はその性質上、権利の譲渡及び内容の変更を伴うものであり、詳細については正確を期すため、四国経済産業局の「鉱業原簿の閲覧」をする。あるいは謄抄本の交付申請を行い確認してください。</p>	<p>①現段階で、ご指摘の岩石の採取については、想定をしておりますが、留意します。</p> <p>②鉱業権の指定状況について、四国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課に確認したところ、該当無しとのことでした。</p>

(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見等

番号	課名	配慮書又は要約書のページ・行	原文	意見等	事業者回答
⑭-1	環境対策課	配慮書p.17	(b)自動車騒音「…調査結果は公表されていない。」	過去に公表されているが、出典とする資料や調査に期間を定めているのか。	最新の資料、最新年度の情報として「高知県環境白書2017」を基に記載を行いました。ご指摘をふまえ、「高知県環境白書2015」の本山町における自動車騒音の調査結果を記載します。
		配慮書p.144	(d)調査結果「…等における指定地域なども存在しない」	3.2.7(1)公害関係法令等では、県条例、市町村告示等にはふれられていないが、ここでの「等」「など」とはどのようなものを想定されているのか。	「等」は特定建設作業にかかる騒音の規制基準を想定しています。また、「など」は特に想定しないため、削除し訂正します。
		記載なし		一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質変更に該当する場合、原則として土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出が必要となる。	P117 土壤汚染の項目で左記、記載します。
		配慮書p.18	表3.1-5	地点名に誤りがある。	「高知県環境白書」に準じて地点名を修正します。
		配慮書p.19	(1)水象の状況「穴内川といった一級河川が…」	穴内川は一級河川ではない。	「一級河川」を削除します。
		配慮書p.19	(2)水質の状況「高知県が指定した…」	高知県は類型指定していない。	「…環境大臣が指定した…」に修正します。
		配慮書p.19	(2)水質の状況「図3.1-2に示す…」	地名点に誤りがある。	地名点を確認の上、修正します。
		配慮書p.19	(2)水質の状況「平成26年度に独立行政法人…」	記載内容の一部に誤りがある。	「独立行政法人水資源機構」を「高知県、高知市、国土交通省及び独立行政法人水資源機構」に訂正します。
		配慮書p.21	表3.1-6(1)	誤字、脱字がある。	「浮遊物質質量」を「浮遊物質量」に訂正します。

(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見等

番号	課名	配慮書又は要約書のページ・行	原文	意見等	事業者回答
⑭-2	環境対策課	配慮書p.22	表3.1-6(2)	記載内容の一部に誤りがある。	「浮遊物質質量」を「浮遊物質量」に訂正します。
		配慮書p.25	(3)水域の底質の状況	底質そのものの結果が記載されていない。	平成28年度の早明浦ダムの底質調査結果を追記します。
		配慮書p.26	表3.1-8	誤字、脱字がある。	項目名の一部に抜けがありましたので修正します。
		配慮書p.101	表3.2-18	最新のものとなっていない。	最新の環境基準に更新します。更新による予測、評価結果への影響はありません。
		配慮書p.102	表3.2-20	出典と表が対応していない。	出典と表の整合を図ります。
		配慮書p.103	表3.2-23	誤字、脱字がある。	最新の環境基準に更新します。更新による予測、評価結果への影響はありません。
		配慮書p.105、106	表3.2-25,2-26	環境基準の一部が記載されていない。	表に「該当水域」の欄を追記します。
		配慮書p.107	表3.2-27	最新のものとなっていない。	最新の環境基準に更新します。
		配慮書p.108	表3.2-28	最新のものとなっていない。	最新の環境基準に更新します。更新による予測、評価結果への影響はありません。
		配慮書p.108	カダイオキシン類 文中及び表中	誤字、脱字がある。	表の注釈「平成11年環境庁公示第46号」を68号に訂正します。
		配慮書p.109	表3.2-30	出典と表が対応していない。	出典と表の整合を図ります。
		配慮書p.116	表3.2-44(4)	市告示の記載がない。	香美市及び南国市の指定地域を「市の区域の全域」として追記します。
		配慮書p.117	表3.2-45	最新のものとなっていない。	最新の指定基準に更新します。更新による予測、評価結果への影響はありません。

(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見等

番号	課名	配慮書又は要約書のページ・行	原文	意見等	事業者回答
⑮-1	岡村会長			<p>地形・地質について</p> <p>一般的な着目点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 設置箇所の地形・地質の安定性に関する項目</li> <li>2 工事用道路等の地盤の安定性について</li> <li>3 設置後の点検および自然回復状況確認</li> <li>4 地質の風化安定性に関する考え方</li> </ol> <p>その他の着眼点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 局地風情報の取り扱い</li> <li>2 大豊風力発電所の先行事例の検討</li> <li>3 有要景観の保全に関する事例追加(大王の福寿草群落の保全)</li> <li>4 高知龍馬空港—大阪伊丹空港間航空路(北回り航空路のケースについて、高知龍馬空港への進入路との位置関係および安全基準について)</li> </ol>	<p>環境影響評価においては、「発電所に係る環境影響評価の手引」(平成29年5月、経済産業省商務流通保安グループ電力安全課)を踏まえ、「重要な地形及び地質」として、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①環境保全関係法令により指定されているもの</li> <li>②既往調査により希少性等の観点から選定されているもの</li> <li>③学術上重要なものの観点からの評価を行います。</li> </ol> <p>一方で、ご指摘をいただきました地形・地質の安定性等に係る項目については、今後、ボーリング調査等を実施する予定であり、これらの結果も踏まえて、適宜、対応を進めます。また、その他の着眼点につきましても、今後の事業計画の具体化にあたり、検討、又は、必要に応じて情報の収集を行います。</p>
		要約書 2-1(2)		先行事例の休止理由から学ぶ(県営大豊風力発電所)	県担当に休止理由をヒアリングし、本事業計画に参考にできる事項があれば参考にしていきたいと考えます。
		要約書 2-6(7)		同上	同上
		要約書 2-2-8		風況状況調査 大豊町内における局地風(過去に建設途中の橋脚工事現場に被害あり、谷風と無視できるか要検討)の検討。	風況調査については、今後、実施する予定です。ご指摘のとおり、風力発電機の設置に当たっては、局地風の影響についても考慮が必要であり、風況観測結果を踏まえた中で、風力発電機の選定や配置の検討に際して、考慮します。

(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見等

番号	課名	配慮書又は要約書のページ・行	原文	意見等	事業者回答
⑮-2	岡村会長	要約書 3-1-(8) 3.1.1 気象、大気質、騒音、震動その他の大気に係る環境の状況 (5)その他の大気に係る環境の状況		高知龍馬空港—大阪伊丹国際空港の航路北側侵入ルート上の配慮が必要か否か	高知空港における航空制限区域は、図1に示すとおりとなります。本事業の事業実施想定区域と航空制限区域及び航空機の進入方向に対して直接的影響はないものと考えます。なお、今後、事業計画の具体化に際して、検討が必要となった場合には、関係機関と協議を行います。(航空制限区域外であれば、飛行ルート上であっても配慮は不要である旨、大阪航空局 保安部 運用課に確認済)
		要約書 3-2-(9) 3.1.4 地形及び地質の状況 (1)地形の状況	・・・吉野川沿いの砂礫台地へと接続している。	吉野川沿いの砂礫台地とは、吉野川河床低地へと延びる。	吉野川沿いの砂礫台地とは、配慮書p3-15(29)に図示したものとなります。また、記載についても、方法書段階で修正します。
		要約書3.1.4 地形及び地質の状況 (2)地質の状況	・・・チャートが細い帯状で侵入するほか、石灰岩と凝灰岩がパッチ状に分布している。	事業遂行とその後の保全については、具体的な岩石種が重要となる引用文献の再検討。みかぶ緑色岩類の呼称は使用されず、三波川帯の緑色岩類と一括(粘土化しやすく、脆い岩質で日本三大地滑り地帯である三波川地滑り地帯に属する。この認識は重要)  ○チャートは侵入しない、分布する。 ○細かいとはどういうことか。層厚は数十メートルになる所もある。 ○(地質を平面的に捉えた記述であり、地質の三次元的分布の考えが欠如)ブロック状あるいはレンズ状に分布。引用文献に偏りがある。	ご指摘の点を踏まえ、方法書において、地形及び地質の引用文献を再検討します。
		要約書 3-5(12) 3.2.1 人口及び産業の状況 (1)人口の状況	・・・横ばい若しくは減少傾向にある。	具体的に示して欲しい。南国市は横ばい、他三町は減少。以降の記述における住居数と居住者数の見積もりに関係、4-14の記述と関連。	方法書において、記載を修正します。

(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見等

番号	課名	配慮書又は要約書のページ・行	原文	意見等	事業者回答
⑮-3	岡村会長	要約書 3-6(13) 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況 (2)住居の配置の状況		田井地区で0.9km 小川枯谷地区で0.9kmとの記述があるものの以後の記述では1kmと繰り返し記述され、騒音や景観の過小評価に繋がる恐れがあり、精度の高い方へ統一されたし。	田井地区で0.9km 小川枯谷地区で0.9kmとの記述は、事業実施想定区域から住居等の距離として整理しました。一方、風車設置想定位置から住居等の距離は、田井地区で1.4km 小川枯谷地区で1.4kmとなっています。 なお、本事業による騒音、超低周波音等は、今後の方法書以降の手続きにおいて、現地調査結果と風車の機種、風車配置位置及び標高情報を基に予測計算を行い、必要に応じて環境保全措置の検討を行います。
		要約書 4-3(19) 4.2.1 騒音及び超低周波音 (2)予測結果		風力発電機の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響が生じる可能性に言及されているものの、1km以上の距離が確保されているとの記述は3-6(13)と矛盾。誤解のないように誤算範囲を含めて影響可能性が大きくなるように記述すべし。 (配慮書の趣旨は、「問題の可能性」の抽出が目的であり、過小評価に繋がるいかなる記述も許容されない)	混乱する記載となっております申し訳ありません。上記のとおり、風車設置想定位置から住居等の距離は、田井地区で1.4km 小川枯谷地区で1.4km となっております、配慮書の計画においては、最近接の住居等と風車設置想定位置は1km以上の距離が確保されています。
		要約書4-41(57) 表4.2-15 事業実施想定区域及びその周囲の主要な人と自然との触れ合いの活動の場		大豊町大王斜面の福寿草群落の記述追加。	ご意見をいただいた、人と自然との触れ合い活動の場としてのフクジュソウ群落が位置する大豊町南大王地区は、本事業の事業実施想定区域から東北東方向、約12kmに位置しています。このように、大豊町南大王地区は、事業実施想定区域から距離が十分に離れているため、施設の存在に伴う景観や眺望に影響がないと考えられます。そのため、方法書以降においても取り扱わないことといたします。
				その他  データは最新のものに依拠すること。過去30年間のデータには新しいで観測値が用いられない場合がある。 2018年の台風通過に伴う豪雨(高知自動車道の斜面崩壊による高架橋崩落、現在通行止めの例)の観測値は上位5位までを高知県内の観測点が占める。	ご指摘を踏まえまして、方法書以降の手続きにおいては、最新のデータを使用するようにします。

(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見等

番号	課名	配慮書又は要約書のページ・行	原文	意見等	事業者回答
①⑥	岡林委員	要約書 2-3ページ・2行目 要約書 4-10 要約書 4-14 9行目	風力発電機のブレードの概要  表4-2-3 これらの住居では、風力発電機の稼働に伴う風車の影の影響が生じる可能性がある。	風力発電機のブレードの材質は何でしょうか。また、その耐用年数はどの程度でしょうか。  風車設置想定位置からの距離は表示されていますが、その標高差はどの程度でしょうか。標高差と影の長さとの関係は、季節や時間帯によって変化すると思いますが、最長何km程度になるのでしょうか。 本事業では、住居へブレードの影が生ずる可能性があるとのこと、それに対する十分な配慮を御願いたい。  また、風車設置想定位置から2km以内に住居があり、威圧感等を感じることはないかなど、住民の方から景観についても意見を聴取していただきたい。	風力発電機の機種は未定ですが、ブレードの材質はGFRP(glass fiber reinforced plastics: ガラス繊維強化プラスチック)のものが主流となっています。耐用年数は約20年とされています。  風車設置想定位置と近傍民家の標高差は、約450m～約700mになります。 本事業による影の長さは、今後の方法書以降の手続きにおいて、風車の機種、風車配置位置及び標高情報を基に予測計算を行い、必要に応じて環境保全措置の検討を行います。  また、今後の方法書以降の手続きにおいて、景観を含めた各環境項目の現地調査、予測、評価及び環境保全措置の検討結果等を取りまとめた図書を準備書として作成し、住民の方に縦覧するとともに、説明会を行います。これらの縦覧、説明会を通じて、住民の方から景観についてもご意見をうかがう機会を設ける予定です。
①⑦	渡部委員	配慮書 32ページ 表3.1-10		ヤマネとオオサンショウウオも確認例があると思います。どちらも重要な種となりますので検討をしてください。	ご指摘の点を踏まえ、方法書以降の手続きにおいて、動物等の現地調査、予測、評価を行い、環境保全措置の検討を行います。したがって、ヤマネなど重要な種が確認された場合においても、予測を踏まえ、環境保全措置の検討を行います。

(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見等

番号	課名	配慮書又は要約書のページ・行	原文	意見等	事業者回答
⑱	土佐町	配慮書P213	「笹ヶ峰」について・・・周囲の環境になじみやすい彩度を抑えた塗色等を検討する。	<p>笹ヶ峰には、登山道もあることから一定設置場所については配慮をお願いします。</p> <p>※設置にあたっては周辺における土砂災害等が発生しないような対策をお願いします。</p>	<p>笹ヶ峰の登山道については、今後の方法書以降の手続きにおいて、現地の状況を確認した上で、必要に応じて、現地調査、予測、評価を行うなど、配慮します。</p> <p>また、工事計画の立案にあたっては、必要に応じて土砂災害等の防止対策を講じる予定です。</p>
⑲	南国市	全文	計画全体の手続き等について	<p>・隣接する農道・水路に影響を及ぼす工事をする場合は、法定外公共用財産工事許可申請を行うこと。当該農道・水路に工作物等を占用する場合には、法定外公共用財産占用許可申請を行うこと。当該農道・水路を自身の敷地として使用する場合は、用途廃止または付替えを行ってから使用すること。</p> <p>・事業実施想定区域は、国有林であると思われます。市での手続きはありませんが、関係法令を遵守するようにしてください。市外の森林であれば、南国市への手続きはありませんが、関係法令に留意してください。</p> <p>・風力発電設備が建築確認の必要な建築物でなければ、風力発電及び風力発電に付属する管理施設、変電設備等については都市計画法の開発許可は不要となるが、事前に計画内容の協議をお願いします。また、南国市土地開発適正化条例の届出については、同条例第3条の適用除外に該当するか確認を要します。</p>	<p>今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行います。</p>